

令和7年12月

## 令和8年度採用 京都市消費生活総合センター

## 消費生活専門相談員（会計年度任用職員）募集案内

文化市民局文化市民部消費生活総合センター

(電話075-366-2250)

## 1 採用職種、予定者数等

職種	採用予定者数	採用予定日	職務内容
消費生活専門相談員（会計年度任用職員）	若干名	令和8年4月1日	<p>消費生活専門相談員として、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 電話・来所・インターネットによる消費生活相談、あっせん（消費者基本法第19条、消費者安全法第8条に基づくもの）、及び多重債務相談</p> <p>(2) 消費者教育及び啓発に関する業務</p>

## 2 受験資格

次のいずれかの資格を有する者。ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する場合は受験できません。

- (1) 消費生活相談員資格（国家資格）
- (2) 消費生活専門相談員（認定機関：独立行政法人国民生活センター）
- (3) 消費生活アドバイザー（認定機関：一般財団法人日本産業協会）
- (4) 消費生活コンサルタント（認定機関：一般財団法人日本消費者協会）

## 3 試験の方法及び内容

筆記試験	消費生活専門相談員としての資質を問うもの
口述試験	

## 4 試験日時、場所及び合格発表

試験日時	令和8年2月7日（土） 筆記試験：午前9時30分～午前10時（午前9時20分集合） 口述試験：筆記試験終了後に順次、実施します。
試験場所	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階 会議室（裏面の2次元コードから確認してください。） ※ 庁舎は閉庁日であるため、宿直室（正面玄関）に当センター採用試験の受験者であることを告げてから、試験場所までお越しください。
合格発表	2月下旬（合否については、郵送により通知します。）

## 5 合格から採用まで

- (1) 合格者には、採用に必要な書類（身分証明書の写し等）を提出していただいたうえで、採用を決定します。
- (2) 合格者であっても受験資格を欠いていることが明らかになった場合は、合格を取り消します。

## 6 受験申込みの手続

申込方法	以下の提出書類を、当センターに <b>直接持参</b> するか、封筒の表に「受験書類」と <b>朱書き</b> し、 <b>簡易書留</b> で郵送してください。 ※ 提出された個人情報は、採用事務の目的以外に使用することはありません。 ※ 書類の返却を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。
提出書類	(1) 本市指定の応募用紙 (2) 受験資格を証するものの写し（消費生活相談員資格証等） (3) 作文 800字程度で、以下のテーマに対する考え方を記述してください。 【テーマ】あなたが目指したい「消費生活相談員」について、自身の強みと弱みに触れながら述べてください。また、少子高齢化やデジタル化の進展等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。このような社会情勢の中、新たな課題であると感じていることについて述べてください。 ※ 作文は、 <b>別添様式</b> 又は、A4サイズの任意の様式での提出も可とします。 ※ 本市指定応募用紙等は当センターのホームページからもダウンロードできます。
提出先	〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階 消費生活総合センター
受付期間	令和7年12月12日（金）～令和8年1月23日（金） <b>【必着】</b> ※ 持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。） ※ 1月末頃に受験票をメールで送信します（メールアドレスを必ず記載のこと）。

## 7 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

採用日から1か月間は条件付採用となります。

令和9年度以降、再度任用しようとする日の前年度の勤務実績に基づく選考により再度任用することがあります。

ただし、次のいづれかに該当する場合は、前年度の勤務実績に基づく再度任用ができません。

(1) 勤務実績に基づく選考による再度任用が連続4回に達している場合

(2) 満65歳に達した日以後における最初の3月31日を超えることとなる場合及び超えている場合

## 8 勤務条件

給与及び費用弁償	給与（月額） 245,784円（令和7年度実績） 期末・勤勉手当 年間4.6か月分（令和7年度実績） 通勤手当 本市が定める基準により支給します。（上限額：44,523円） ※ 令和8年度については、変動することがあります。
勤務場所	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階 消費生活総合センター
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除いて、1週間に31時間、原則週当たり4日の勤務となります。)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日
休暇	年次休暇：初年度は16日 夏期休暇：原則4日取得可（令和7年度実績） 特別休暇：服喪休暇等 病気休暇：最大32日取得可
福利厚生	厚生年金保険、雇用保険の被保険者となります。また、京都市職員共済組合（短期給付・福祉事業の適用に限る。）の組合員となります。

## 9 問合せ先

京都市文化市民局文化市民部 消費生活総合センター（採用担当）

電話 075-366-2250 FAX 075-366-2259

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階



試験会場等については、当センターホームページをご覧ください。

この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！

